

岩手県議会
議長 工藤大輔 様

2023年12月4日

(12月12日採択)

【請願者】

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号
岩手県自動車会館内

一般社団法人 岩手県タクシー協会
会長 川崎利治
(TEL 019-638-1761)

岩手県盛岡市大通1丁目1番16号岩手教育会館4階
日本労働組合総連合会岩手県連合会

会長 伊藤裕一
(TEL 019-625-5505)

岩手県盛岡市大通1丁目1番16号岩手教育会館3階
平和環境岩手県センター

議長 佐藤工
(TEL 019-623-9201)

岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目16番31号
岩手県交通運輸産業労働組合協議会

議長 山岸伸行
(TEL 019-623-1011)

岩手県盛岡市菜園1丁目3番6号 農林会館9階
交通労連岩手県支部

支部委員長 工藤和男
(TEL 019-654-5347)

岩手県盛岡市紺屋町2番9号
盛岡市勤労福祉会館4階

全自交岩手地方本部
執行委員長 森 茂
(TEL 019-623-2168)

安全・安心を無視した無秩序なライドシェアの導入に反対し

地域公共交通を守る施策の推進を求める請願

【紹介議員】

【請願の趣旨】

バス及びタクシー事業は、利用者の減少により経営が落ち込む中で、新型コロナウイルス感染症の拡大によるさらなる収入の減少や、燃料高騰等の経営圧迫による雇用への不安からの運行を担う運転者の離職により、コロナ禍後の需要の回復への対応が困難となっている。運転者不足を要因とした路線バスの便数削減やタクシー稼働台数の減少は、地域住民の生活に欠かせない移動を確保することに暗い影を落としている。

こうした現状を改善し、安全で安心して暮らせる地域社会をつくり出すために、国は地域公共交通の維持・再生に必要な新たな財政支援制度を創設し、地域住民の生活に欠かせない移動手段を確保すべきである。

国は現在、大都市圏や一部観光地におけるタクシーの供給不足を理由に、一般のドライバーが利用客から運送対価を受け取り、自家用車で利用客を送迎するライドシェアの導入に向けた検討を進めている。しかし、自動車配車アプリによるライドシェアは、アプリ運営事業者と登録ドライバーとの雇用関係がないことで、需給状況やドライバーによる運送対価が変動するなど安定したサービスの提供が困難である。また、事件・事故発生時に事業主体は責任を回避し、ドライバー個人が責任を負う仕組みとなっている。事件・事故やトラブルは、当事者間での解決となることで、他国では訴訟問題になり、結局被害者が救済されない。このように、多くの問題点が識者からも指摘されており、ライドシェアはOECD加盟国の約8割で禁止されているのが現状である。

これまで日本では、道路運送法等による利用者の安全性を最優先に考え、二種免許による運転技術の確保や運行管理と車両の整備管理等の規制によって、危険な白タク行為を禁止することにより、世界で唯一、誰でも安全・安心に利用できる道路運送事業者として存在している。

こうしたことから、利便性だけを考慮してライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用者の安全・安心が担保されない事態が常態化することが考えられる。さらに、地域に根差した安全・安心なタクシー事業が成り立たなくなるのが危惧される。

また、ライドシェアは、タクシーを駆逐するだけでなく、バスや鉄道の利用者も奪うこととなり、地域公共交通を維持するために努力してきた地方公共団体のこれまでの取り組みをも台無しにする恐れがある。

よって、国においては、地域公共交通の役割を担っているバス・タクシー事業者がより安全・安心で快適で便利な交通機関として、利用客にサービスを提供できる施策を推進するよう、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を提出するよう請願する。

【請願事項】

- 1 安全・安心を無視した無秩序なライドシェアの導入を行わないこと。
- 2 地域公共交通を守るための施策を推進すること。

【要請先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（規制改革）